

問題 7-3 給与所得の源泉徴収

〔1〕 源泉徴収義務 (法183) ★★

居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

〔2〕 源泉徴収を要しない場合 (法184) ★

常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、〔1〕にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

〔3〕 源泉徴収税額 ★★

(1) 賞与以外の給与等 (法185①)

月給、週給、日給等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無、その申告書に記載されている源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数などを基として別表により求めた所得税額

(2) 賞与 (法186①)

前月の給与等の支払の有無、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無、その申告書に記載されている源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数などを基として別表により求めた率を賞与の金額に乗じて計算した所得税額

〔4〕 給与所得者の扶養控除等申告書 (法194①②⑦) ★★

国内において給与等の支払を受ける居住者は、毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日（申告に係る事項に異動があった場合には、異動日後最初に給与等の支払を受ける日の前日）までに、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族その他一定の事項を記載した「給与所得者の扶養控除等申告書」を、その給与等の支払者を經由して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

〔5〕 年末調整 (法190) ★★

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した居住者で、その年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が2,000万円以下であるものに対し、その提出の際に経由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合において、その居住者のその年中の給与等に係る源泉徴収税額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した年税額に比し過不足があるときは、その過不足額をその年最後に給与等の支払をする際調整する。

〔6〕 納期の特例 (法216) ★★

源泉徴収義務者は、給与等の支払を受ける者が常時10人未満である事務所等につき、その所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、1月から6月までの期間に支払った給与等の徴収税額については7月10日まで、7月から12月までの期間に支払った給与等の徴収税額については翌年1月20日までに国に納付することができる。

〔7〕 納税地 (法17) ★

源泉徴収に係る所得税の納税地は、その支払をする者の事務所等でその支払事務を取扱うもののその支払日における所在地とする。

〔8〕 復興特別所得税の源泉徴収 ★**(1) 源泉徴収義務** (復興法28①)

所得税の源泉徴収義務者は、その徴収の際、復興特別所得税を併せて徴収し、その所得税の納期限までにその所得税に併せて国に納付しなければならない。

(2) 年末調整 (復興法30①)

所得税の年末調整をする者は、その年末調整と併せて復興特別所得税の年末調整をしなければならない。

(3) 納税地 (復興法11②)

源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地は、源泉徴収義務者の所得税の納税地とする。

〔9〕 災免法による徴収猶予 ★★

(1) 所得税（災免法3②、災免法令3の2）

給与等の支払を受ける者で、住宅又は家財の価額の $\frac{5}{10}$ 以上に相当する災害による損害を受け、その年分の災免法に規定する合計所得金額の見積額が1,000万円以下である者については、災免法による所得税の源泉徴収の猶予又は還付を受けることができる。

(2) 復興特別所得税（復興法33）

復興特別所得税についても、災免法による源泉徴収の猶予又は還付を受けることができる。

〔10〕 用語の意義 ★

(1) 源泉控除対象配偶者（法2①三十三の四）

居住者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が95万円以下である者をいう。

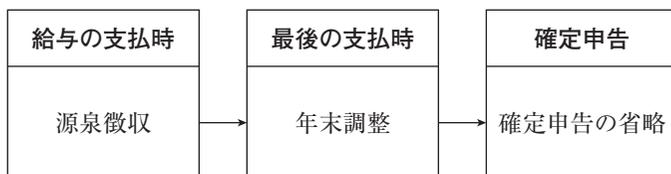
(2) 控除対象扶養親族（法2①三十四、三十四の二）

居住者の配偶者以外の親族並びに里子及び養護受託老人でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者で年令16才以上の居住者等をいう。

内容解説**1. 概要**

給与所得の源泉徴収制度は、徴税事務の能率性及び便宜性の考慮という趣旨に主眼を置いて規定が設けられている。

すなわち、現在全国で5,000万人を超えるともいわれている給与所得者すべてが税額を精算するために確定申告を行うことは、納税者はもちろん国の税務官庁に混乱をきたす結果となる。そこで、①給与所得者は給与所得のみで生計をたてている場合が多いこと及び②源泉徴収義務者である給与等の支払者はその支払内容や個人的事情を熟知していることに着目して、給与等の支払者に超過累進税率を基にした別表を用いてできるだけ正確な源泉徴収税額を徴収させ、さらに年末調整により税額の精算を行わせることにより、確定申告を省略できるような制度を設けている。

<給与所得者の課税制度>**2. 給与所得者の扶養控除等申告書**

給与所得者が、源泉徴収の際に源泉控除対象配偶者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除並びに扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、基礎控除の適用を受けするために、給与等の支払者に提出する書類をいう。

3. 国外居住親族を有する場合の扶養控除等申告書

居住者が、非居住者である源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等（以下「国外居住親族」という。）を有する場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」にその旨を記載し、その国外居住親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出又は提示しなければならないこととされている（法194①七④⑤⑥⑦）。

理論チェック

<問題>

次の場合における給与等の支払に係る源泉徴収義務の有無と、源泉徴収義務がある場合における源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の納期限について解答しなさい。

- (1) 常時2人の家事使用人のみを雇っている甲の場合
- (2) 常時1人の従業員を雇っている乙の場合
- (3) 常時10人の従業員を雇っている丙の場合

<解答>

- (1) 源泉徴収義務なし
- (2)① 源泉徴収義務あり
② 原則 徴収日の属する月の翌月10日
特例 税務署長の承認を受けた場合には1月から6月までの徴収税額については7月10日、7月から12月までの徴収税額については翌年1月20日
- (3)① 源泉徴収義務あり
② 徴収日の属する月の翌月10日（納期の特例の適用なし）

5

10

15

20

25

30

35